

各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱

(平成14年3月29日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、要援護高齢者及び一人暮らし高齢者並びにその家族等に対して介護予防及び在宅介護支援事業を実施することにより、できる限り介護状態になることなく健康でいきいきとした老後生活を送れるよう支援することを目的とする。

(事業の種類)

第2条 介護予防及び在宅介護支援事業の種類等は、次のとおりとする。

- (1) 地域ケア個別会議
- (2) 地域ケア検討会議
- (3) 介護予防普及啓発事業
- (4) 地域包括ネットワーク事業
- (5) 認知症サポーター養成事業
- (6) 家族介護教室
- (7) 要援護高齢者見守り事業
- (8) 住宅改修プラン作成
- (9) 食の自立支援事業アセスメント
- (10) 災害の発生、感染症のまん延等の緊急時における電話による安否確認
- (11) 人生会議普及啓発事業
- (12) 介護予防ケアマネジメント
- (13) 総合相談支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第4項の規定により、次条各号に掲げる各務原市地域包括支援センターが事業の一部を委託するものに限る。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる事業の対象者及び内容は、別表に定めるとおりとする。

(委託)

第3条 前条第1項各号に掲げる事業を次に掲げる地域包括支援センターの運営の委託を受けた社会福祉法人に委託するものとする。

- (1) 各務原市地域包括支援センター 社会福祉協議会
- (2) 各務原市地域包括支援センター つつじ苑
- (3) 各務原市地域包括支援センター カーサ・レスパイト
- (4) 各務原市地域包括支援センター フェニックス・かかみ野

- (5) 各務原市地域包括支援センター 飛鳥美谷苑
- (6) 各務原市地域包括支援センター ジョイフル各務原
- (7) 各務原市地域包括支援センター リバーサイド川島園

(契約の締結)

第4条 この要綱による委託料の支給を受けようとする者は、市長と委託契約を締結するものとする。

(委託料)

第5条 この事業の委託料は、次のとおりとする。

- (1) 地域ケア個別会議 1回当たり 5,000円
- (2) 地域ケア検討会議 1回当たり 20,000円
- (3) 介護予防普及啓発事業 1回当たり 5,000円
- (4) 地域包括ネットワーク事業 1回当たり 20,000円
- (5) 認知症サポーター養成事業 1回当たり 5,000円
- (6) 家族介護教室 1回当たり 30,000円
- (7) 要援護高齢者見守り事業 1件当たり 1,500円
- (8) 住宅改修プラン作成 1件当たり 2,000円
- (9) 食の自立支援事業アセスメント 1件当たり 1,500円
- (10) 災害の発生、感染症のまん延等の緊急時における電話による安否確認 1件当たり 500円
- (11) 人生会議普及啓発事業 1回当たり 5,000円
- (12) 介護予防ケアマネジメント 1件当たり 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）の例により算定した額
- (13) 総合相談支援事業 1回当たり 1,500円

(計画)

第6条 第2条第3号から第6号まで及び第11号に掲げる事業を実施しようとする者は、介護予防及び在宅介護支援事業実施計画書（様式第1号）を事前に市長に提出するものとする。

(実施報告)

第7条 第2条第1項各号に掲げる事業を実施した者は、事業の実施状況について、必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(委託料の請求)

第8条 事業を実施し、又は委託料の請求をしようとする者は、請求書（様式第2号）に必要な書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。ただし、第5条第12号に掲げる事業に係る委託料は、岐阜県国民健康保険団体連合会に請求しなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 市長は、前条本文の請求を受けた場合にあっては内容を確認の上、請求を受けた日から30日以内に当該請求をした者に委託料を支払うものとし、同条ただし書の規定による請求を受けた場合にあっては内容を確認の上、岐阜県国民健康保険団体連合会に委託料を支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は施行の際現に改正前の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成15年10月31日決裁）

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成16年11月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定により作成されている用紙は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成18年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日決裁）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日決裁）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 30 日決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の各務原市介護予防及び在宅介護支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施される事業について適用し、同日前に実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 30 日決裁）

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 6 日決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分	対象者	内 容
1 地域ケア個別会議	理学療法士、作業療法士、管理栄養士等のアドバイザー及び介護サービス事業所等の職員	介護予防ケアマネジメントの質の向上のため、個別事例の検討をアドバイザーの自立支援・介護予防の視点を交えて行う。
2 地域ケア検討会議	保健・医療・福祉関係者、民生委員、自治会等	地域ケア個別会議で蓄積された課題を地域の課題として共有し、及び検討する。
3 介護予防普及啓発事業	高齢者及びその家族等	転倒予防に関する生活相談、生活指導、運動機能訓練等を実施するとともに、閉じこもり、認知症等の予防の観点から、講話、講習会等を行う。
4 地域包括ネットワーク事業	保健・医療・福祉関係者、民生委員、自治会等	各地域包括支援センターの圏域等で、交流会・研修会を通じて、地域の連携を強化し、地域包括ケア体制の充実を図る。 （認知症見守りネットワークを目的とする会議等を含む。）
5 認知症サポーター養成事業	参加希望者	認知症の正しい知識の普及及び啓発を図るための認知症サポーター養成講座（小中学生を対象としたキッズサポーター養成講座を含む。）を開催する。
6 家族介護教室	在宅で高齢者を介護している家族	介護者の健康づくり及び介護者同士の交流を図るため、適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。
7 要援護高齢者見守り事業	虚弱な一人暮らし高齢者、高齢者世帯の方等で、援護の必要な方	要援護高齢者台帳に基づき、要支援認定者を除く要援護高齢者を訪問し実態把握を行う。または、援護が必要と思われる要援護高齢者台帳未登録者について、台帳につなげるため実態把握を行い、民生委員に連絡する（実態把握の際は総合相談、食の自立支援事業アセスメント、生活援助活動員派遣事業アセスメントと兼ねない。）。
8 住宅改修プラン作成	要介護状態にある高齢者又はそのおそれのある高齢者のいる世帯（ケアプランが	対象者の居宅を訪問し、住宅の構造、対象者の身体状況及びサービスの活用状況を踏まえ、高齢者向け住宅への増改築に関する相談及び助言を行う。

	作成されている場合を除く。)	
9 食の自立支援事業アセスメント	在宅の一人暮らしの高齢者、高齢者のいる世帯及び重度の障がい者で、食事の調達及び調理が困難で支援が必要であると市長が認めた者	健康で自立した生活が送れるように、「食」の自立の観点から十分なアセスメントを行った上で、配食サービスや食関連サービスに計画的・有機的につなげていく。
10 災害の発生、感染症のまん延等の緊急時における電話による安否確認	在宅の一人暮らしの高齢者、高齢者世帯等	災害の発生、感染症のまん延等の緊急時において、在宅の高齢者に電話による安否及び健康状態の確認を行う。
11 人生会議普及啓発事業	高齢者及びその家族等	自分の望む形で医療やケアを受けられるよう家族や医療・ケアチームと繰り返し話し合う取組を普及啓発するため、講話、講習会等を行う。
12 介護予防ケアマネジメント	居宅要支援被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費を支給されていない者に限る。）及び事業対象者（各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年3月31日決裁。右欄において「要綱」という。）第5条第1項に規定する事業対象者をいう。）	対象者の介護予防サービス計画（要綱第7条第5項の介護予防サービス計画をいう。）を作成する。
13 総合相談支援事業	介護保険被保険者及びその家族等	介護保険法第115条の47第4項の規定による委託を受けた者が、来所、訪問、電話等による相談を受け、介護保険被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため総合的な支援を行う。

備考 この表において「高齢者」とは65歳以上の者をいう。ただし、市長が特に

必要と認めた場合はこの限りではない。

様式第 1 号（第 6 条関係）

介護予防及び在宅介護支援事業 実施計画書

事業の名称		
運営主体		
実 施 日	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
実施場所		
事業の目的		
事業の対象者	（予定参加者数 人）	
従 事 者	氏 名	職 種
事 業 の 内 容		
予 定 経 費		

様式第 1 号（第 6 条関係）
介護予防及び在宅介護支援事業 実施報告書

事業の名称		
運営主体		
実 施 日	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分	
実施場所		
事業の目的		
事業参加者		
従 事 者	氏 名	職 種
事業の結果		
経 費		

様式第2号（第8条関係）

請求書

【 月分】
年 月 日

(宛先) 各務原市長

所在地
事業所名
代表者名

下記のとおり請求します。

金額 円

【 内 訳 】

事業名	実施数	単価	金額
1. 地域ケア個別会議	回	円	円
2. 地域ケア検討会議	回	円	円
3. 介護予防普及啓発事業	回	円	円
4. 地域包括ネットワーク事業	回	円	円
5. 認知症サポーター養成事業	回	円	円
6. 家族介護教室	件	円	円
7. 要援護高齢者見守り事業	件	円	円
8. 住宅改修プラン作成	件	円	円
9. 食の自立支援事業アセスメント	件	円	円
10. 災害の発生、感染症のまん延等の緊急時における電話による安否確認	件	円	円
11. 人生会議普及啓発事業	回	円	円
13. 総合相談支援事業	回	円	円
合計			円